

| | | | |
|---|--|---|---|
| 記 号 列 表 第 一 条 各 約 の 承 継 等 に 関 す る 法 律 | 第一条から第四条までの規定は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八十八条 | 同条第一項の分割契約等 | |
| | | 同法第六十条の吸收分割契約又は同法第六十一条第一項の新設分割計画 | 同法第六十条の吸收分割契約又は同法第六十一条第一項の新設分割計画 |
| | 第七条 第一条から第四条までの規定は、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百三十九条の二第二号の新設分割設立医療法人（以下「承継医療法人等」） | 同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等」） | 同法第六十条の吸收分割承継医療法人又は同法第六十一条第二号の新設分割設立医療法人（以下「承継医療法人等」） |
| | 八十六号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社にあっては所在地） | 会社分割が法人等 | 同法第六十条の吸收分割承継医療法人又は同法第六十一条第二号の新設分割設立医療法人（以下「承継医療法人等」） |
| | 第七条の三の七第一項に規定する吸収分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条各号列記以外の部分及び同条第二号を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、「会社分割」とあるのは「基金分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | 主たる事務所の所在地 | 主たる事務所の所在地 |
| | 第一条会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律 | 住所（会社法（平成十七年法律第二百四十一号）第二百三十九条の二第二号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社にあっては所在地） | 住所（会社法（平成十七年法律第二百四十一号）第二百三十九条の二第二号）第七百六十三条第一項に規定する新設分割設立会社にあっては所在地） |
| | 各号別法律 | 記以外の部分 | 記以外の部分 |
| | 第一条 法第二条第一項の分割（以下「会社分割」） | 国民年金法第二百三十七条の二の七第一項の吸收分割（以下「基金分割」） | 国民年金法第二百三十七条の二の七第一項の吸收分割（以下「基金分割」） |
| | 第二号 同条第二項の会社（以下「分割会社」） | 同条第二項の吸收分割基金（以下「分割基金」） | 同条第二項の吸收分割基金（以下「分割基金」） |
| | 第三号 同条第一項の分割契約等（以下「分割契約」） | 同条第一項の吸收分割契約（以下「吸收分割契約」） | 同条第一項の吸收分割契約（以下「吸收分割契約」） |
| | 第四号 新設分割設立会社にあっては所在地） | 新設分割設立会社にあっては所在地） | 新設分割設立会社にあっては所在地） |
| | 第八条 第一条から第四条までの規定は、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八十八条の二第一項及び第八十条の四第一項に規定する吸収分割並びに同法第八十条の十二第一項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条各号列記以外の部分及び同条第一号を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割組合等」と、「会社分割」とあるのは「吸収分割又は新設分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | この省令は、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百三十九条の二第二号の新設分割設立会社にあっては所在地） | この省令は、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百三十九条の二第二号の新設分割設立会社にあっては所在地） |

| | | | |
|--------|--------|--|--|
| 附 則 | （施行期日） | 同条第一項の分割契約（以下「分割組合等から承継組合等」） | 同法第八十条の二第二項若しくは第八十条の四第一項に規定する吸収分割又は新設分割 |
| | | 同法第八十条の二第二項若しくは第八十条の四第一項に規定する新設分割計画 | 同法第八十条の二第二項若しくは第八十条の四第一項に規定する吸収分割又は新設分割 |
| 附 則 | （施行期日） | （平成二十七年二月四日厚生労働省令第一四〇号） | （平成二十七年二月四日厚生労働省令第一四〇号） |
| | | （平成二十八年四月二八日厚生労働省令第一一六号）抄 | （平成二十八年四月二八日厚生労働省令第一一六号）抄 |
| 附 則 | （施行期日） | （平成二八年五月一日から施行する。） | （平成二八年五月一日から施行する。） |
| | | この省令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。 | この省令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。 |
| 第一条 | 附 則 | （平成二七八年三月三一日厚生労働省令第五八号） | （平成二七八年三月三一日厚生労働省令第五八号） |
| 第二条 | 附 則 | （平成二七八年四月一日から施行する。） | （平成二七八年四月一日から施行する。） |
| 第一条 | 附 則 | （平成二八年八月一七日厚生労働省令第一四〇号） | （平成二八年八月一七日厚生労働省令第一四〇号） |
| 第二条 | 附 則 | （平成二八年九月一日から施行する。） | （平成二八年九月一日から施行する。） |
| 第一条 | （経過措置） | この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。 | この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。 |
| 第一条 | （施行期日） | この省令は、平成二十九年一月一日から施行し、第四条の規定による改正後の国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第八条及び第十二条（これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年度の予算から適用する。 | この省令は、平成二十九年一月一日から施行し、第四条の規定による改正後の国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第八条及び第十二条（これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年度の予算から適用する。 |

附 則（令和三年三月一九日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。
